

## 「震災時火災における避難場所等の指定（第8回）」の公表について

### 1 目的

震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、区部の避難場所及び地区内残留地区等を、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）（当初は、東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号））に基づき、都が指定している（管理運用は区が実施）。なお、多摩地域では、市町村が自ら、各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

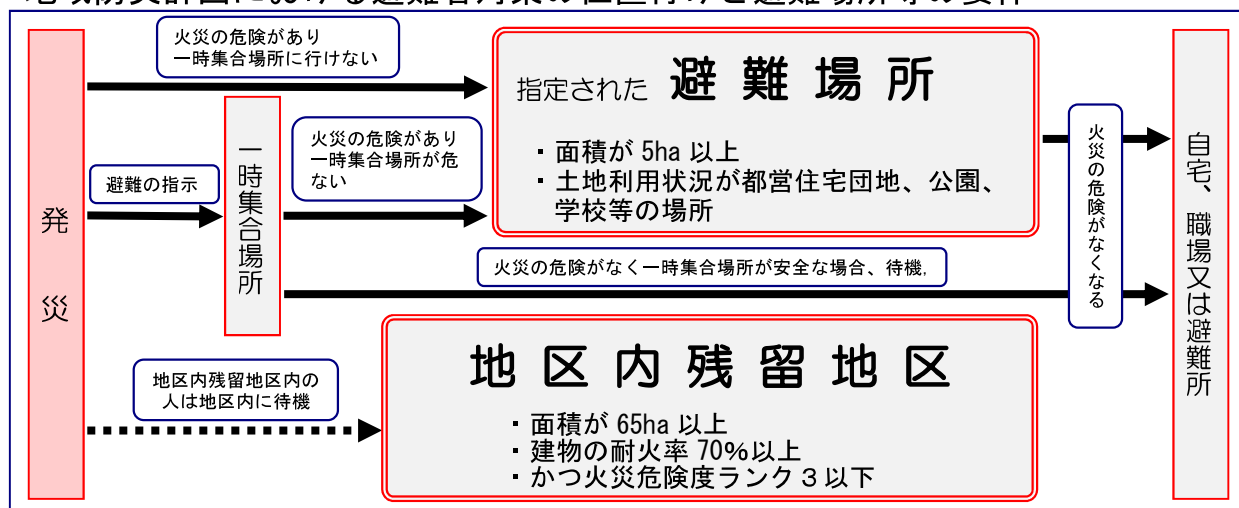
※避難場所：大規模な延焼火災が鎮火するまで待機する場所

地区内残留地区：大規模な延焼火災のおそれがなく、避難場所への避難を要しない地区

### 2 経緯

昭和47年からおおむね5年ごとに震災時火災における区部の避難場所等の見直しを行っており、今回の指定見直しは第8回目となる。

### 3 地域防災計画における避難者対策の位置付けと避難場所等の要件



### 4 第8回見直しの概要（第7回との比較）

		第7回	第8回（今回）
避難場所	箇所数	197	213
	避難有効面積※1 合計 (ha)	約 3,052	約 3,256
	避難計画人口 (万人)	約 964	約 972
地区内残留地区	箇所数	34	37
	面積合計 (ha)	約 10,044	約 11,161
	区域内人口 (万人)	約 307	約 319
避難道路※2	避難距離延長 (km)	約 54	約 54

※1：市街地火災による輻射熱の影響に対し、避難場所内の避難空間として安全な面積

※2：遠距離避難を余儀なくされる地域などの住民を避難場所へ安全に避難させる道路

#### ○ 見直しのポイント

避難有効面積（1人当たり1㎡以上）が不足していた避難場所を全て解消